

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第116号

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則

第1条の見出し中「兼職」の右に「及び併任」を加え、同条第11項中「の保険年金課」の右に「及び京北出張所」を加え、同項を同条第13項とし、同条第8項から同条第10項までを2項ずつ繰り下げ、同条第7項中「及びすべての市民税課」を「、すべての市民税課及び京北出張所」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 京北出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、法人税務課並びにすべての市民税課及び課税課の職員に兼職されたものとみなす。

第1条第6項中「及びすべての課税課」を「、すべての課税課及び京北出張所」に改め、同項を同条第7項とする。

第1条第5項中「文化市民局市民生活部区政推進課」を「区政推進課」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及びすべて」を「、すべて」に改め、「課税課」という。)の右に「及び右京区役所京北出張所(以下「京北出張所」という。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「区役所又は区役所支所の区民部総務課(以下「」及び「という。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

区役所又は区役所支所の区民部総務課(以下「総務課」という。)担当係長(電話

交換手に限る。)は、その職にある間、辞令を用いることなく、文化市民局市民生活部区政推進課(以下「区政推進課」という。)及び当該総務課以外のすべての総務課の職員に兼職されたものとみなす。

第1条に次の3項を加える。

14 京北出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、すべての保険年金課の職員に兼職されたものとみなす。

15 建設局管理部建設総務課に属する職員(京北合同庁舎を勤務公署とする者に限る。)及び京北農林事務所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

16 上下水道局総務部地域水道課に属する職員(京北合同庁舎を勤務公署とする者に限る。)及び京北農業委員会事務局に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、京北出張所の職員に併任されたものとみなす。

第2条第11項中「前条第11項」を「前条第13項」に改め、「以下」の右に「この項において」を加え、同項を同条第13項とし、同条第10項中「前条第10項」を「前条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「前条第9項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「前条第8項」を「前条第10項」に改め、「の各号に掲げる」の右に「兼職されたものとみなす職員の」を加え、同項第1号及び第2号中「に兼職されたものとみなされる職員」を「の職員」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「前条第7項」を「前条第8項」に改め、「及び市民税課」を「市民税課及び京北出張所」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 前条第9項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、市税に係る証明(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)に関する事務で、法人税務課、市民税課及び課税課の所管に属するものに従事させる。

第2条第6項中「前条第6項」を「前条第7項」に、「及び課税課」を「課税課及び京北出張所」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「前条第5項」を「前条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」を「前条第2項」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 区行政推進会議

第2条第1項を同条第2項に改め、同条に第1項として次の1項を加える。

前条第1項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次の各号に掲げる兼職されたものとみなす職員の区分に応じ、当該各号に掲げる事務に従事させる。

- (1) 区政推進課の職員 区役所又は区役所支所における電話交換の業務の執行体制の見直しに関する事務
- (2) 前条第1項に規定する当該総務課以外のすべての総務課の職員 区役所又は区役所支所における電話交換の業務に関する事務

第2条に次の2項を加える。

14 前条第14項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、国民健康保険の被保険者の他区域（本市の区域のうち、京北出張所の所管区域以外の区域をいう。以下同じ。）から京北出張所の所管区域への住所の変更に係る国民健康保険法施行規則の規定による届出に関する事務で、他区域を所管する区長の権限に属するものに従事させる。

15 前条第15項の規定により兼職されたものとみなされる職員及び同条第16項の規定により併任されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 広報及び広聴に関すること。

(2) 災害対策に関すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)